



令和5年4月4日
独立行政法人国立公文書館

「准認証アーキビスト」骨子の決定について

国立公文書館では、「アーキビスト認証に関する基本的考え方」（令和元年12月、アーキビスト認証準備委員会）において、また政府からの要望※を受け、「准アーキビスト」（仮称）の検討を進めてきました。

この度、令和6年度の「准認証アーキビスト」開始に向けて、「准認証アーキビスト」骨子を決定したため、公表いたします。

今後、この骨子に基づき、「准認証アーキビスト」の具体化を進めてまいります。

※国立公文書館の令和3年度・4年度目標に「アーキビスト認証の拡充に向け、内閣府や関係機関と連携し、検討を行うこと。」と記載。

本件問合せ先：独立行政法人国立公文書館統括公文書専門官室
アーキビスト認証担当
電話：03-4360-3174（直通）
FAX：03-3212-8809
Email:ninsho@archives.go.jp

「准認証アーキビスト」骨子

令和5年3月30日

国立公文書館長決定

1 目的

「アーキビスト認証の実施について」（令和2年3月24日、国立公文書館長決定）に基づくアーキビスト認証の取組を推進するため、認証アーキビストの一要件である専門的知識・技能等を有した者を公的に認める仕組みを設け、専門人材育成の道筋を示し、その育成環境の充実及び専門人材の定着を図る。

2 位置づけ

国立公文書館が実施する「アーキビスト認証」（内閣府が事業計画認可）の一環として実施

3 名称

准認証アーキビスト

4 実施者（事業主体）

国立公文書館

5 認定者

国立公文書館長

6 対象者及び要件

認証アーキビスト審査規則第3条（1）イ 知識・技能等を修得していること。

7 申請及び審査

認定を受けようとする者は、国立公文書館長に所定の申請書類を提出する。

アーキビスト認証委員会は、国立公文書館長からの審査依頼について、申請書類に基づき認定の可否を審査する。

8 認定

国立公文書館長は、アーキビスト認証委員会の審査において要件を満たしていると認められた者を公表し、その旨を申請者へ通知する。

9 その他

- ・登録料は徴収しない。
- ・認定証・カードは発行しない。
- ・国立公文書館長は認定に関する事務手続（申請書類の提出期限、認定時期等）の予定を館ホームページ等により公表する。